

(あて先)
南魚沼市長

(申請者) 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
メー ル
ア ド レ ス
電 話 番 号

南魚沼市移住支援金交付申請書

南魚沼市移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

記

1 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身世帯・ 複数人世帯	単身	複数人	複数人世帯の場合は同時に移住した家族の人数（申請者本人は含まない。）	人
移住支援金の種類	就業	起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数（申請者本人、配偶者は含まない。）	人
	テレワーク	関係人口		

2 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、南魚沼市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（複数人世帯の場合は世帯員全てが）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないことについて	A. 該当する	B. 該当しない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人等の代表者又は取締役を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 南魚沼市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象にはなりません。

3 移住元の住所

住所	〒
----	---

4 (東京23区内の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区内への在勤履歴

期間	就業先	就業地

※南魚沼市に住民票を移す直前の10年間のうち、直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載してください。なお、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該大学等への通学期間を含めることができます。

5 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

6 振込先 (※申請者本人名義に限ります。)

フリガナ						
口座名義						
金融機関名	銀行・農協・労働金庫 信用組合・信用金庫					
支店・支所名	本店・支店・支所					
口座種類	普通・当座					
口座番号	※右詰めで記入願います					

7 添付書類

《必須書類》

- ① 写真付き身分証明書の写し
- ② 移住元の住民票除票の写し (複数人世帯の場合は世帯員分を含む。移住後に出生した子がいる場合は母子健康手帳の写し)
- ③ 振込先が確認できる資料

《移住元に関する書類》

(雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた場合)

- ④ 退職証明書、離職票その他の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

(法人経営者又は個人事業主で、東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた場合)

- ⑤ 開業届出済証明書その他の移住元での在勤地及び在籍期間を確認できる書類

(東京圏から東京23区内の大学に通学した期間を就業期間に算入する場合)

- ⑥ 在学期間及び卒業校を特定できる書類

《就業等に関する書類》

(就業(テレワーク以外)の場合)

- ⑦ 就業先法人等の就業証明書(様式第2号(その1))

(就業(テレワーク)の場合)

- ⑧ 所属先企業等の就業証明書(様式第2号(その2))

《関係人口の場合》

- ⑨ 関係人口であることが確認できる書類

(起業の場合)

- ⑩ 新潟県の起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書の写し

《その他》

- ⑪ 市長が必要と認める書類

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び南魚沼市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 南魚沼市移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、以下の場合には移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 全額を返還しなければならない場合
 - ア 虚偽の内容で申請等をし、移住支援金の交付を受けた場合
 - イ 移住支援金の申請日から3年未満に南魚沼市から転出した場合
 - ウ 移住支援金の申請日から1年以内に第2条第2号アからウまでの要件を満たす職を辞した場合
 - エ 県要領第6に規定する起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
 - (2) 半額を返還しなければならない場合
 - ア 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に南魚沼市から転出した場合
- 3 移住支援金の申請日から同日の属する年度の末日から5年を経過した日までの期間において、南魚沼市に継続して居住しているかどうかを調査することに承諾します。

移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び南魚沼市は、移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び南魚沼市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。